

答申第250号（諮問第256号）

「異性の一般県民（以下甲という）にセクハラばっかりやってる警察官（以下乙という）の事案を、監察課員（以下丙という）が何もしないので、甲は乙に甲なりの対抗手段を用いると、誰も死んでも怪我もしておらず、何も破壊されていないのに、丙は乙の悪行を棚に上げて甲をテロリスト呼ばわりしてもよい・又はしなければならない、という内容」外2件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第二部会

第1 審査会の結論

群馬県警察本部長が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、それぞれ令和4年8月15日付けで、別表「開示を請求する公文書の内容又は件名」欄に記載の3件の公文書開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、令和4年8月24日付けで公文書不存在決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

請求のあった公文書については、作成も取得もしていないため

3 審査請求

請求人は、実施機関の上級行政庁である群馬県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して、本件各処分を不服として、令和4年9月8日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき弁明書を作成し、諮問庁に提出した。諮問庁は、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

諮問庁は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和4年12月7日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

諮問庁は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和5年1月19日、本件審査請求に係る事案（以下「本件事案」という。）について諮問を行った。

第3 争点

本件各請求に係る公文書が存在するか否か。

第4 当事者の主張

1 請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。

(2) 審査請求の理由

請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び口頭意見陳述によると、おおむね以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張要旨

原処分は職権濫用・怠業・警察法違反・憲法違反・地方公務員法違反・内規違反を隠蔽するものである。

イ 口頭意見陳述における主張要旨

(ア) 別表項番1に係る審査請求について

地域課の職員がセクハラ発言ばかりしているため、後任の職員にその対抗手段を話した。私は藤岡署の職員を指導しろと言っただけにもかかわらず、監察課の職員は私をテロリスト呼ばわりした。監察課職員が監督指導しなければならないのだから、怠業、警察法違反、憲法違反である。

(イ) 別表項番2に係る審査請求について

女性警察官の活用方法を話しても、実施機関の職員は却下、門前払いする。警視庁が女警にチョコレート配らせたことがあって、警視庁に金の出し方まで聞いてやったのだから、起案すればよいのに何もしない。

(ウ) 別表項番3に係る審査請求について

外事課職員にロシア大使館への連絡をするよう何度言っても怠けている。プーチンは裏切り者を許さないから私がやったら私が殺されるため、警察がやるべきだ。

2 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 別表項番1に係る審査請求について

ア 実施機関では、請求人が開示を求めている文書を「実施機関の職員が、市民応接に際して、市民を侮辱することを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 実施機関の市民応接に関する規程としては、群馬県警察の服務に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第6号。以下「服務訓令」という。）があり、同訓令第6条第9号には、「職務の遵守事項」として「市民応接

に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当てること。」と規定されている。

そのため、実施機関において市民応接に際して、上記規定と相反する「市民を侮辱することを是認する内容の公文書」を作成も取得もしていないことは明白である。

(2) 別表項番2に係る審査請求について

ア 実施機関では、請求人が開示を求めている文書を「実施機関の職員が、市民からの提案に沿った起案を行わないことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 実施機関における、市民からの要望の処理に関する規程としては、群馬県警察相談業務に関する訓令（平成12年群馬県警察本部訓令甲第17号。以下「相談訓令」という。）があり、同訓令第6条第3項には、「所属長の責務」として「所属長は、相談業務を通じて把握した県民の要望を警察運営に反映させるよう努めなければならない。」と規定されており、実施機関において、市民からの提案に対して、必要と認められる場合は、その提案に沿った起案をすることは当然取るべき対応である。

また、実施機関の職員にあっては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条により、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。

そのため、市民からの提案に対して、職員が実施機関の判断に反して「起案を行わないことを是認する内容の公文書」を作成も取得もしていないことは明白である。

(3) 別表項番3に係る審査請求について

ア 実施機関では、請求人が開示を求めている文書を「市民からの要望の処理方法について、実施機関の職員が外国の大使館に架電しないことを是認する内容が記載されている公文書」と認めた。

イ 相談訓令第9条には、「他機関等への引継」として「相談等の内容が他の都道府県警察の管轄区域に属する場合又は他機関の所管に属する場合は、（中略）、相談者等に所管が異なる旨を説明した上で当該機関等に相談内容、経過等を連絡し、その対応を委ねるものとする。」と規定されている。

相談訓令の「他機関等」については、特に外国の機関を除外しておらず、実施機関において、相談等の内容から必要と認められる場合は、外国の大使館であっても架電して連絡することは、当然取るべき対応である。

そのため、市民からの要望の処理として、上記規定と相反する「職員が外国の大使館に架電しないことを是認する内容の公文書」を作成も取得もしていないことは明白である。

第5 審査会の判断

1 争点（本件各請求に係る公文書の存否について）

（1）本件審査請求について

請求人は、「原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ」と主張している。一方、実施機関は、地方公務員法及び訓令の規定に照らし、本件各請求を内容とする公文書を作成又は取得することはないと主張しており、公文書の存否の判断について主張が異なる。そこで、本件各請求に係る公文書が実施機関において存在するか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

（2）別表項番1に係る審査請求について

ア 別表項番1については、その記載内容から実施機関において「実施機関の職員が、市民応接に際して、市民を侮辱することを是認する内容」が記載された公文書を求めていると解したことは妥当である。

イ 本審査会において服務訓令を確認したところ、同訓令は実施機関の職員の服務、職務倫理等に関し必要な事項を定めたものであり、実施機関の主張のとおり同訓令第6条第9号において「市民応接に際しては、親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解を持って当たること。」と規定されていることが認められた。また、一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法第32条の規定により法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従う義務を負い、さらに、同法第33条の規定により信用失墜行為が禁止されている。

ウ これらの規定により、一般職に属する地方公務員である実施機関の職員は、服務訓令に基づき市民応接に際しては親切、丁寧及び迅速を旨とし、常に温容と理解をもって当たる義務を負っているとともに、信用失墜行為をしてはならない立場にあるところ、実施機関の職員が市民応接に際して、市民を侮辱する行為は、服務訓令の「親切、丁寧」に反するものであり、さらには職の信用を傷つけかねない行為である。

エ このことから、実施機関の職員が、市民応接に際して、市民を侮辱することを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。そうすると、別表項番1に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番1に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

（3）別表項番2に係る審査請求について

ア 別表項番2については、その記載内容から、実施機関において「実施機関

の職員が、市民からの提案に沿った起案を行わないことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。

イ 本審査会において相談訓令を確認したところ、同訓令は実施機関の職員が適切な相談業務を行うに当たっての処理に関する事項を定めたものであり、実施機関の主張のとおり同訓令第6条第3号において「所属長は、相談業務を通じて把握した県民の要望を警察運営に反映させるよう努めなければならない。」と規定されていることが認められた。また、上記（2）イで述べたとおり、一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他の法令等を遵守すべき義務を負う。

ウ これらの規定により、地方公務員である実施機関の職員は、相談訓令に基づき、県民からの提案に対して傾聴し、必要と認められる場合には当該提案や要望を警察運営に反映させる努力義務が課されているところ、実施機関の職員が相談業務に際して、県民からの提案を一律に却下する行為は相談訓令の「県民の要望を警察運営に反映させるよう努めなければならない」に反するものであり、さらには職の信用を傷つけかねない行為である。

エ このことから、実施機関の職員が、県民からの提案に沿った起案を行わないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。そうすると、別表項番2に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番2に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

（4）別表項番3に係る審査請求について

ア 別表項番3に係る公文書については、その記載内容から実施機関において「市民からの要望の処理方法について、実施機関の職員が外国の大使館に架電しないことを是認する内容が記載されている公文書」を求めていると解したことは妥当である。

イ 本審査会において相談訓令を確認したところ、実施機関の主張のとおり同訓令第9条において「相談等の内容が他の都道府県警察の管轄区域に属する場合又は他機関の所管に属する場合は、（中略）、相談者等に所管が異なる旨を説明した上で当該機関等に相談内容、経過等を連絡し、その対応を委ねるものとする。」と規定されていることが認められた。また、上記（2）イで述べたとおり、地方公務員法第32条の規定により、一般職に属する全ての地方公務員は、地方公務員法その他法令等を遵守すべき義務を負う。

ウ これらの規定により、地方公務員である実施機関の職員は県民から他機関に係る相談を受けた際に相談内容に係る所管が異なる場合には、当該内容

を所管する他機関への連絡等の義務が課されているところ、当該他機関に対して相談内容、経過等を一切伝えようとしないとの対応は、職の信用を傷つけかねない行為である。

エ このことから、実施機関の職員が、県民からの要望の処理に際し、外国の大使館に架電しないことを是認又は義務付ける内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。そうすると、別表項番３に係る公文書を作成も取得もしていないとの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

オ したがって、別表項番３に係る公文書は存在しないとした実施機関の判断は、妥当である。

２ 請求人のその他の主張について

請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張にとどまるものであり、本審査会の判断を左右するものではない。

３ 結論

以上のことから、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

第６ 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 ５ 年 １ 月 １ ９ 日	諮問
令和 ５ 年 １ ０ 月 １ ７ 日 (第 ９ ８ 回 第二部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和 ５ 年 １ ２ 月 ２ １ 日 (第 ９ ９ 回 第二部会)	審議
令和 ６ 年 ３ 月 ２ ９ 日 (第 １ ０ ０ 回 第二部会)	審議
令和 ６ 年 ５ 月 ２ ０ 日 (第 １ ０ １ 回 第二部会)	審議
令和 ６ 年 ８ 月 １ ６ 日	答申

項番	開示を請求する公文書の内容又は件名
1	異性の一般県民(以下甲という)にセクハラばかりやってる警察官(以下乙という)の事案を、監察課員(以下丙という)が何もしないので、甲は乙に甲なりの対抗手段を用いると、誰も死んでも怪我もしておらず、何も破壊されていないのに、丙は乙の悪行を棚に上げて甲をテロリスト呼ばわりしてもよい・又はしなければならない、という内容
2	群馬県警は女性警察官を増やそうとしていることに鑑み、一般県民(以下甲という)が県警本部の地域課の企画係長(以下乙という)に女性警察官の名案や妙案の活用法を、どんなに提案しても、乙はそれらを片っ端から却下し、甲の提案に沿った起案を一切しなくてもよい・又はしてはならない、という内容
3	ウクライナ情勢に鑑み、一般県民(以下甲という)が外事課員(以下乙という)に、警察法に則り、東京にあるロシア大使館の電話交換手に、何と言えど駐日ロシア武官に電話を繋いでもらえる方法や駐日ロシア武官は日本語を流暢に話す旨を何度も伝え、甲が乙に駐日ロシア武官にウクライナ情勢の解決の一助とするためにロシア大使館に架電するよう何度促しても、乙はその旨の架電を一切しなくてよい・又はしてはならない、という内容